令和4年11月28日

**萩・石見空港開港30周年記念ロゴマーク制作委託プロポーザル仕様書**

**１　委託業務の名称**

　　萩・石見空港開港30周年記念ロゴマーク制作委託

**２　委託業務の目的**

　　本委託業務は、萩・石見空港開港30周年の訴求並びに萩･石見空港利用促進の機運醸成となるロゴマークを作成することを目的とする。

**３　提出ロゴマーク**

萩・石見空港開港30周年の訴求並びに萩･石見空港利用促進の機運醸成となるロゴマークの作成を行うこと。

(1)『萩･石見空港』及び『30周年がわかる文言』を入れる事(最大2案迄可とする)

　　尚、「萩・石見空港利用拡大促進協議会」は掲載不要

(2)各種媒体へ掲載することから、視認性へ配慮すること

(3)各種媒体配布・訴求エリアは、萩・石見空港圏域、首都圏、関西圏となります

(4)30代～50代女性を意識したビジュアルとすること

(5)提出データ上に提案者を特定することが出来るような会社名等は入れないこと

**４****委託料上限額**

 300千円(消費税及び地方消費税を含まない)

**５　委託料の支払い**

受託者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。

委託者は、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

**６　秘密の保持等**

受託者は、個人情報保護条例を含む関係法令を遵守し、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了または契約を解除した後にも存続するものとする。

**７　著作権その他知的財産権**

　　本事業により新たに制作した制作物について

①受託者は、制作、納品した制作物については、萩・石見空港利用拡大促進協議会が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

②受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。

③受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。

④受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の物の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすることとする。

⑤当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

⑥委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

**８　その他の留意事項等**

①萩・石見空港利用拡大促進協議会から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨発注者へ報告すること。

②業務の遂行にあたっては、発注者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。

**９　その他**

①仕様の詳細については、本業務の受託者として決定したのち、発注者との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。

②この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。